

町田市景観条例（改正案）の解説

この資料では、町田市景観条例（改正案）のうち、主な改正箇所について、条項ごとに背景や改正内容の解説を行います。

案の全文は 11 ページ以降に掲載しています。

前文

改正案	現行条文
<p>町田市は、多摩丘陵の連なりと谷戸の織りなす表情豊かな地形を有し、谷地を流れる河川、樹林地、里山、農地などの原風景が多く<u>の市民によって引き継がれるとともに、そうした自然とあわせて新たに公園や緑地を設けて、生活に潤いと憩いをもたらしてきている。</u></p> <p><u>一方で、高度経済成長期以降、急速に都市化が進み、多くの住宅地が形成されてきた。今やそれらは成熟し、人々により豊かな生活が営まれている。</u></p> <p>また、古くから二・六の市として栄えた町田駅周辺は、「商都<u>まちだ</u>」と称される一大商業拠点形成し、市内外から多くの人々が訪れている。</p> <p>このような、自然、歴史等を背景として<u>多くの担い手により形成されてきた町田市の多様なまち並みや景観は、地域ごとの魅力や個性を有している。そして何より、人々が暮らしや活動を楽しむ姿そのものが、まちの景観をより豊かで愛着のあるもの</u>にしている。</p> <p>ここに私たちは、<u>市民、事業者、行政の一層の協働により、この愛するまちを生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちとすることを決意し、次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。</u></p>	<p>町田市は、多摩丘陵の連なりと谷戸の織りなす表情豊かな地形を有し、谷地を流れる河川、樹林地、里山、農地などの原風景が多く<u>の市民によって引き継がれ、豊かな自然環境を残している。</u></p> <p><u>一方、戦後の高度経済成長の中で、交通結節性の高さや人口増加を背景として、急速に市街化が進み、市街地には多くの住宅地が形成されている。</u></p> <p>また、古くから二・六の市として栄えた町田駅周辺は、現在では「商都<u>町田</u>」と称される一大商業拠点を形成し、市内外から多くの人々が訪れている。</p> <p>このような、自然、歴史等を背景として<u>多様なまち並みを形成してきた町田市の景観は、活発な市民の活動によってつくり、それぞれの地域によって様々な魅力や個性を有している。</u></p> <p><u>この豊かな景観を守り、育てることにより、親しみとやすらぎと愛着のあるまちとして、次世代に引き継いでいくことを願ってやまない。</u></p> <p>ここに私たちは、<u>共に力を合わせ、この愛するまちを生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちとすることを決意し、この条例を制定する。</u></p>

【解説】

前文では、条例を制定する理由や背景について記述しています。今回の改正においては、現在の町田市状況を踏まえて文章を修正するとともに、町田市景観計画の改定にあわせて「人々が活動や暮らしを楽しんでいる風景」を大切にするといった考え方を追加します。

第2条（定義）

改正案	現行条文
<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p><u>(3) 特定屋内広告物 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。</u></p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) 略</p>

【解説】

第2条では、条例で用いる用語を定義しています。

窓面等の内側から屋外に向けて一定期間継続して表示する広告物（特定屋内広告物）について、屋外広告物と同様に良好な景観づくりを誘導するため、今回の町田市景観条例の改正において、事前協議制度を創設します。これに伴い、第2条第3号として「特定屋内広告物」の定義を追加し、現行条文の同条第3号から同条第5号の番号を、同条第4号から同条第6号に変更します。

改正案	現行条文
<p>第2条</p> <p><u>(4) 公共事業 市、東京都、国その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める公共的団体が施行する土木建築に関する事業（<u>民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する</u></u></p>	<p><u>(3) 公共事業 市、東京都、国その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める公共的団体が施行する土木建築に関する事業をいう。</u></p>

<p><u>法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき実施される事業（当該事業に係る公共施設等について、その所有権を市が有するもの及び市に移転することが予定されているものに限る。）を含む。）をいう。</u></p>	
---	--

【解説】

第2条第4号（現行条文では同条第3号）の公共事業については、従前から定義していた「市、東京都、国その他公共的団体が施行する土木建築に関する事業」に加えて、2013年2月に策定した「町田市公共事業景観形成指針（町田市景観指南書）」の定義にあわせて、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」の規定に基づき実施されるによる事業で、施設の所有権が市にあるもの又は市に所有権の移転が予定されているものを対象に追加します。

第11条（届出事項等）

改正案	現行条文
<p>（届出事項等） 第11条 略 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘採その他の土地の形質の変更 <u>（2）屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積</u> <u>（3）水面の埋立て</u></p>	<p>（届出事項等） 第11条 略 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘採その他の土地の形質の変更 <u>（2）木竹の植栽又は伐採</u> <u>（3）屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。）その他の物件の堆積</u> <u>（4）水面の埋立て</u></p>

【解説】

景観法第16条第1項では、景観法に基づく届出が必要な行為を規定しており、建築物の

建築等（第1号）、工作物の建設等（第2号）、開発行為（第3号）の他に第4号として「良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為」を挙げています。

町田市景観条例第11条第2項では、景観法第16条第1項第4号に基づいて町田市において独自に届出対象とする行為として、4種類の行為を定めています。このうち、現行条文の第11条第2項第2号で規定していた「木竹の植栽又は伐採」については、施行規則により「すべてのもの」を届出の適用除外としており、実質的に届出対象とはしていないことから、今回の改正にあたって、第11条第2項から削除します。

第12条の2（事前協議） ※新設

改正案
(事前協議)
<u>第12条の2 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。ただし、第1号に掲げる行為について、東京都景観条例（平成18年東京都条例第136号）第20条の規定による協議を要する場合にあつては、この限りでない。</u>
<u>(1) 第11条第1項の規定による届出（規則で定める行為に係るものに限る。）</u>
<u>(2) 特定屋内広告物（規則で定めるものを除く。）の表示又は表示した特定屋内広告物の規模、形態若しくは意匠の変更</u>
<u>(3) 町田市屋外広告物条例（令和●年●月町田市条例第●号）第9条、第16条、第17条、第27条第1項又は第28条第1項（同項第2号の屋外広告物等に係るものに限る。）の許可の申請（規則で定める屋外広告物等に係るものを除く。）</u>
<u>(4) 町田市屋外広告物条例第13条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による認定の申請</u>

【解説】

景観法に基づく届出や屋外広告物の許可申請などに対する事前協議を条例に位置づけます。

第1号「規則で定める行為に係る、第11条第1項の規定による届出」とは、景観法第16条第1項第1号に掲げる行為であって、「延べ面積が3,000平方メートル以上のもの」及び「50戸を超える集合住宅に係るもの」又は景観法第16条第1項第3号に掲げる行為であって、「開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの」、若しくは法第16条第1項各号に掲げる行為であって、「景観計画に定める景観形成誘導地区において行われるもの」が該当します。

第2号は、特定屋内広告物の表示又は変更を行う場合です。

第3号は、町田市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示等に係る許可の申請です。

第4号は、「(仮称)町田市屋外広告物条例」で創設した、エリアマネジメント広告の活用を推進するため、まちづくり団体が「エリアマネジメント広告活用計画」の認定を町田市に申請するものです。

なお、市街地再開発事業などの都市開発諸制度を活用する大規模建築物等については、「東京都景観条例」に基づいて東京都との事前協議が義務となっています。東京都との事前協議を必要とする場合は、二重行政を避けるため、町田市との事前協議を義務づけしないこととしますが、東京都との事前協議を行う際は、事前に町田市への相談を要します。

また、事前協議の時期や申請様式等の手続きの詳細については、施行規則で定めます。

改正案
第12条の2
2 市長は、前項本文の協議の申出があったときは、当該申出をした者に対し、当該協議において景観計画に基づき必要な指導又は助言を行うことができる。

【解説】

事前協議において、町田市は、「町田市景観計画」や「町田市景観みちしるべ（景観づくりガイドライン）」「町田市景観色彩ガイドライン」等に基づいて、指導又は助言できることを規定します。

改正案
第12条の2
3 市長は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、第31条第1項の町田市景観アドバイザーに意見を聴くことができる。

【解説】

町田市が事前協議において指導・助言を行う場合に、必要に応じて景観に関する専門家（町田市景観アドバイザー）の意見を聴取する仕組みを定めています。

改正案
第12条の2
4 市長は、第1項本文の協議が終了したときは、当該協議をした者に対し、協議の結果を通知する。

【解説】

事前協議が終了した場合は、市長から協議をした事業者などに協議結果を通知することを定めています。

改正案
第12条の2 <u>5 第1項本文の協議（同項第1号から第3号までに掲げる行為に係るものに限る。）の終了後、当該協議をした者が、当該協議に係る行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議をしなければならない。ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。</u>

【解説】

事前協議が完了したあとに、その事前協議を行った行為の内容を変更する場合は、再度事前協議を行わなければならないことを定めています。ただし、第12条の2第2項の指導・助言を受けて計画を変更する場合や、変更内容が軽微である場合は再度の事前協議を必要としません。

改正案
第12条の2 <u>6 第2項から第4項までの規定は、前項の協議について準用する。</u>

【解説】

同条第5項の協議（計画変更に伴う再度の事前協議）を行う場合に、同条第2項（町田市による指導・助言）、同条第3項（景観アドバイザーへの意見聴取）、同条第4項（協議結果の通知）の規定を準用することとしています。

第16条（公共事業景観形成指針）

改正案	現行条文
（公共事業景観形成指針） 第16条 2～4 略 <u>5 市長は、公共事業景観形成指針の運用に関し必要な事項について、審議会に意見を求めることができる。</u>	（公共事業景観形成指針） 第16条 2～4 略

【解説】

町田市では、公共事業の施行における景観上の配慮事項などをまとめた「公共事業景観形成指針」を作成し運用しています。この運用について、審議会の意見を聴ける規定を盛り込みます。

第18条（公共事業の施行に関する助言）

改正案	現行条文
(公共事業の施行に関する助言) 第18条 略 2 市長は、前項の助言をする場合において、 <u>第39条の2第1項の町田市景観アドバイザー</u> に意見を求めることができる。	(公共事業の施行に関する助言) 第18条 略 2 市長は、前項の助言をする場合において、 <u>第31条の町田市景観審議会</u> に意見を求めることができる。

【解説】

町田市では、市の景観を構成する重要な要素である道路、河川、公園、学校や図書館等の公共施設の整備にあたり、施設の規模や景観への影響が大きいものは、町田市景観審議会を交えた協議を行いながら事業を進めています。運用上は町田市景観審議会の構成員を兼ねる専門家（町田市景観アドバイザー）との協議を実施しており、今回の改正で第39条の2に町田市景観アドバイザーを位置づけることに伴い、「町田市景観審議会に意見を求める」という記述を、「町田市景観アドバイザーに意見を求める」に変更します。

第5章、第31条（町田市景観審議会）

改正案	現行条文
第5章 削除	第5章 景観審議会 (町田市景観審議会)
第31条 削除	第31条 この条例の規定により定められた事項及び市長の諮問する良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、市長の附属機関として、町田市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長の諮問に応じ、その結果を答申するほか、市長に意見を述べることができる。 3 審議会は、市長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。 4 前項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

町田市住みよい街づくり条例に基づく「街づくり審査会」と、町田市景観条例に基づく「景観審議会」を統合し、新たに「(仮称) 町田市街づくり景観審議会」を設置します。さらに、(仮称) 町田市屋外広告物条例の制定に伴って設置する予定であった「広告物審議会」についても(仮称) 町田市街づくり景観審議会に加えることで、「景観」「街づくり」双方の観点から調査審議を行うとともに、3つの分野を統合することで附属機関運営の効率化を図ります。

上記に伴って、新たに「(仮称) 町田市街づくり景観審議会」の設置や運営に関する条例・規則を制定するため、町田市景観条例の第5章（第31条）については削除します。また、これに伴って、町田市景観条例の中で「第31条の町田市景観審議会」として参照していた部分は、「町田市街づくり景観審議会条例（令和●年町田市条例●号）第●条の町田市街づくり景観審議会」に置き換えます（ただし、2度目以降は「審議会」と表記）。

第31条（町田市景観アドバイザー） ※新設

改正案

（町田市景観アドバイザー）

第31条 市長は、景観に関する専門的な知識及び経験を有する者を、町田市景観アドバイザーとして委嘱するものとする。

【解説】

町田市景観条例に基づく景観アドバイザー制度を創設し、①事前協議があったとき（第12条の2第2項）、②公共事業の施行について市が助言するとき（第18条第2項）において、町田市は、景観に関する専門家（町田市景観アドバイザー）に対して意見を求めたり、協議に出席することを求めたりできることとします。

町田市景観アドバイザーは、主に「建築」「色彩」「ランドスケープ」の専門分野からなる実務経験のある専門家で構成します。建設行為については建築、色彩、ランドスケープの専門家、屋外広告物については色彩の専門家など、助言を行う専門家は案件によって分担することを想定しています。

改正案

第31条

2 前項に定めるもののほか、町田市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

町田市景観アドバイザーの運用等に関する詳細な事項については、町田市景観条例とは別の施行規則などに定めます。

第39条（町田市景観づくり市民推進員） ※新設

改正案

（町田市景観づくり市民推進員）

第39条 市長は、市との連携及び協力により良好な景観の形成を推進する市民を、町田市景観づくり市民推進員（以下この条において「推進員」という。）として登録することができる。

【解説】

町田市では、2011年度から2016年度まで行っていた「景観づくり市民サポーター」の制度を参考にしながら、市民と行政が協働し、「景観賞」や「景観学習」等の普及・啓発の活動を企画立案し、実施できる仕組みとして、「（仮称）町田市景観づくり市民推進員」（以

下、「推進員」と言う。)の制度を創設します。第39条第1項では、町田市が市民を推進員として登録できる旨を定めます。登録の手続きについては、施行規則に定めます。

改正案
第39条 <u>2 市長は、前項の規定により登録された推進員が、心身の故障その他規則で定める事由により、良好な景観の形成の推進に資すると認められなくなったときは、その登録を解除することができる。</u>

【解説】

第39条第2項では、状況によって町田市が推進員の登録を解除できる旨を定めます。具体的には、本人から登録解除の申請があったときや、心身の故障により推進員の役割を全うできなくなったとき、1年以上連絡が取れないとき、町田市景観計画及び景観づくりに関する法令等に定められた内容と相反する行為を行ったときなどを想定しています。

改正案
第39条 <u>3 前2項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

【解説】

町田市景観条例では推進員の登録に関する事項を定めますが、その他運用に関する詳細な事項は、町田市景観条例とは別に施行規則などに定めます。

町田市景観条例（改正案）の条文

前文

町田市は、多摩丘陵の連なりと谷戸の織りなす表情豊かな地形を有し、谷地を流れる河川、樹林地、里山、農地などの原風景が多くの市民によって引き継がれるとともに、そうした自然とあわせて新たに公園や緑地を設けて、生活に潤いと憩いをもたらしてきている。

一方で、高度経済成長期以降、急速に都市化が進み、多くの住宅地が形成されてきた。今やそれらは成熟し、人々により豊かな生活が営まれている。

また、古くから二・六の市として栄えた町田駅周辺は、「商都まちだ」と称される一大商業拠点を形成し、市内外から多くの人が訪れている。

このような、自然、歴史等を背景として多くの担い手により形成されてきた町田市の多様なまち並みや景観は、地域ごとの魅力や個性を有している。そして何より、人々が暮らしや活動を楽しむ姿そのものが、まちの景観をより豊かで愛着のあるものにしていく。

ここに私たちは、市民、事業者、行政の一層の協働により、この愛するまちを生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちとすることを決意し、次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、町田市（以下「市」という。）の良好な景観の形成に関し、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画（以下「景観計画」という。）の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めることにより、市の自然、歴史、文化等に配慮した良好な景観の形成を推進し、もって生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内の土地、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号の建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）に権利を有する者をいう。
- (2) 事業者 市内において商業、工業、建設業その他の事業活動を行う者をいう。
- (3) 特定屋内広告物 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側において、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するものをいう。
- (4) 公共事業 市、東京都、国その他町田市規則（以下「規則」という。）で定める公共的団体が施行する土木建築に関する事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の規定に基づき実施される事業（当該事業に係る公共施設等について、その所有権を市が有するもの及び市に移転することが予定されているものに限る。）を含む。）をいう。
- (5) 地域景観資源 地域の景観を特徴づけ、かつ、市民に親しまれている自然資源、施設、名勝地等で、保全する必要があると認められるものをいう。
- (6) 生活風景づくり 人々の生活と共に培われ、育まれてきた、市民にとって身近な生活風景の特性を生かし、その魅力をより高めるため、地域住民自らが率先して行う取組をいう。

(基本理念)

第3条 良好な景観は、都市としての価値や魅力を高めるとともに、生活風景に魅力と豊かさをもたらすものであることにかんがみ、市、市民及び事業者の連携及び協力の下に、先人から受け継いだ地域の自然、歴史、文化等の特性を十分に生かし、その形成が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、良好な景観の形成を推進するための総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、景観計画の策定及びこれに基づく事業の実施に当たっては、良好な景観の形成に関し先導的役割を担うよう努めなければならない。

3 市は、良好な景観の形成に関する施策に市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市は、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等を通じて、市民及び事業者の理解を深めるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、良好な景観の形成に関する理解を深め、自ら良好な景観の形成に努めるとともに、相互に協力して良好な景観の形成を推進する責務を有する。

2 市民は、市がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、土地の利用等の事業活動に関し、自ら良好な景観の形成に努めなければならない。

2 事業者は、市がこの条例に基づき実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(連携及び調整)

第7条 市、市民及び事業者は、前3条に規定する責務にのっとり、相互に連携し、必要な調整を図るよう努めなければならない。

(東京都又は近隣地方公共団体との協議)

第8条 市長は、良好な景観の形成を総合的かつ効果的に推進するために必要があると認めるときは、東京都知事又は近隣の地方公共団体の長に対し、協議を求めることができる。

2 市長は、東京都知事又は近隣の地方公共団体の長から、良好な景観の形成を推進するために必要な協議を求められたときは、これに応ずるものとする。

3 市長は、前2項の協議をするときは、町田市街づくり景観審議会条例（令和●年町田市条例●号）第●条の町田市街づくり景観審議会（以下「審議会」という。）に意見を求めることができる。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画)

第9条 市長は、景観計画の区域（法第8条第2項第1号の景観計画の区域をいう。以下「景観計画区域」という。）内において、次に掲げる地区を定めることができる。

(1) 景観形成ゾーン

(2) 景観形成誘導地区

2 前項第1号の景観形成ゾーンは、景観計画区域を次に掲げる景観の特性ごとの地域に区分し、景観の特性に応じた広域的な景観の形成の推進を図る地区とする。

(1) 丘陵の稜線及び谷戸の風景に配慮した景観の形成を目指す地域

(2) 個性豊かな魅力ある住宅地等の風景及び身近な自然に配慮した景観の形成を目指す地域

- (3) 町田駅周辺を中心とした、活気あふれる環境づくり及び交流拠点としての充実を目指す地域
- 3 第1項第2号の景観形成誘導地区は、次に掲げる地域のうち、魅力及び個性を生かした良好な景観の形成を推進するために、特に重点的に取り組む必要がある地区とする。
- (1) 歴史的な資源の残る地域及びその周辺地域
 - (2) 豊かな自然資源の残る地域及びその周辺地域
 - (3) 地域の特性を生かしたまち並みの形成を推進する地域
 - (4) 地域の活性化のために、積極的に景観の形成の改善を図る必要のある地域
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める地域
- 4 景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区における法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及び同条第3項の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区ごとに定めることができる。(策定の手続)
- 第10条 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、**審議会**の意見を聴かなければならない。
- 2 前項の規定は、景観計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。(届出事項等)
- 第11条 法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。
- 2 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
 - (2) 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項の廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項の再生資源をいう。以下同じ。)その他の物件の**堆積**
 - (3) 水面の埋立
- 3 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 農業又は林業を営むために行う土地の形質の変更
 - (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の**堆積**で、次に掲げるもの
 - ア 農業又は林業を営むために行うもの
 - イ **堆積**の期間が30日を超えて継続しないもの
 - (4) 他の法令等の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの
 - (5) 法第16条第1項各号に掲げる行為(同項第2号に掲げる行為にあっては規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの
- 4 前項第5号の規則で定める工作物及び規則で定める規模は、景観計画区域内において定められた景観形成ゾーン又は景観形成誘導地区ごとに定めることができる。(特定届出対象行為)
- 第12条 法第17条第1項の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- (事前協議)**
- 第12条の2** 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ規則で定めるところにより、市長と協議をしなければならない。ただし、第1号に掲げる行為について、東京都景観条例(平成18年東京都条例第136号)第20条の規定による協議を要する場合にあっては、この限りでない。
- (1) 第11条第1項の規定による届出(規則で定める行為に係るものに限る。)
 - (2) 特定屋内広告物(規則で定めるものを除く。)の表示又は表示した特定屋内広告物の規模、形態若しくは意匠の変更
 - (3) 町田市屋外広告物条例(令和 年 月 町田市条例第 号)第9条、第16条、第17条、第27条第1項又は第28条第1項(同項第2号の屋外広告物等に係るものに限る。)の許可の申請(規則で定める屋外広告物等に係るものを除く。)
 - (4) 町田市屋外広告物条例第13条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請
- 2 市長は、前項本文の協議の申出があったときは、当該申出をした者に対し、当該協議において景観計画に基づき必要な指導又は助言を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定により指導又は助言を行うときは、第31条第1項の町田市景観アドバイザーに意見を聴くことができる。
- 4 市長は、第1項本文の協議が終了したときは、当該協議をした者に対し、協議の結果を通知する。
- 5 第1項本文の協議(同項第1号から第3号までに掲げる行為に係るものに限る。)の終了後、当該協議をした者が、当該協議に係る行為の内容を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより市長と協議をしなければならない。ただし、規則で定める場合にあっては、この限りでない。
- 6 第2項から第4項までの規定は、前項の協議について準用する。(行為の制限に関する指導)
- 第13条 市長は、景観計画において法第8条第2項第2号の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めるときは、当該行為の制限に適合しない行為をしようとする者又はした者に対し、当該行為の制限に適合させるため、必要な措置をとるよう指導することができる。
- 2 市長は、前項の規定による指導をしようとするときは、**審議会**に意見を求めることができる。(勧告の手続等)
- 第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、**審議会**の意見を聴かなければならない。
- 2 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。(変更命令等の手続)
- 第15条 市長は、法第17条第1項又は第5項の規定により設計の変更、原状回復その他の必要な措置を命じ

ようとするときは、あらかじめ、**審議会**の意見を聴かなければならない。

第3章 公共事業等

(公共事業景観形成指針)

第16条 市長は、公共事業等に係る良好な景観の形成のための指針(以下「公共事業景観形成指針」という。)を定めるものとする。

2 市長は、公共事業景観形成指針を定めようとするときは、あらかじめ、**審議会**の意見を聴かなければならない。

3 市長は、公共事業景観形成指針を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、公共事業景観形成指針の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

5 市長は、公共事業景観形成指針の運用に関し必要な事項について、**審議会**に意見を求めることができる。

(公共事業景観形成指針への適合)

第17条 公共事業等を施行する者は、公共事業景観形成指針に適合するよう努めなければならない。

(公共事業等の施行に関する助言)

第18条 市長は、公共事業等を施行する者から申出があり、かつ、良好な景観の形成のために必要であると認めるときは、当該公共事業等を施行する者その他規則で定める者に対し、助言をすることができる。

2 市長は、前項の助言をする場合において、**第31条第1項の町田市景観アドバイザー**に意見を求めることができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等の手続)

第19条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、**審議会**の意見を聴かなければならない。

(1) 法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定すること。

(2) 法第22条第1項本文の規定により景観重要建造物の現状の変更に係る許可をすること。

(3) 法第26条の規定により景観重要建造物の管理に関する命令又は勧告をすること。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除すること(法第19条第3項の建造物に該当するに至ったときを除く。)

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第20条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、又は**毀損**したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の変更の届出)

第21条 景観重要建造物の所有者は、法第21条第1項の規定による通知のあった事項に変更が生じたとき(法第43条の規定による届出を要するときを除く。)は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の現状変更行為の完了等の報告)

第22条 法第22条第1項本文の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物の原状回復等に係る報告)

第23条 法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じられた者は、当該原状回復等を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第24条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。

(2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。

(3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として規則で定めるもの

(景観重要樹木の指定等の手続)

第25条 市長は、次に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、**審議会**の意見を聴かなければならない。

(1) 法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定すること。

(2) 法第31条第1項本文の規定により景観重要樹木の伐採又は移植の許可をすること。

(3) 法第34条の規定により景観重要樹木の管理に関する命令又は勧告をすること。

(4) 法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除すること(法第28条第3項の樹木に該当するに至ったときを除く。)

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第26条 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木が滅失し、**毀損**し、又は枯死したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の変更の届出)

第27条 景観重要樹木の所有者は、法第30条第1項の規定による通知のあった事項に変更が生じたとき(法第43条の規定による届出を要するときを除く。)は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の現状変更行為の完了等の報告)

第28条 法第31条第1項本文の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(景観重要樹木の原状回復等に係る報告)

第29条 法第32条第1項において準用する法第23条第1項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じられた者は、当該原状回復等を行ったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第30条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 切り戻し剪定、切り詰め剪定等は、必要最低限とし、景観重要樹木の指定時における樹容を損なわないようにすること。

(2) 枯れ枝、徒長枝、懐枝その他の景観重要樹木の生長に支障をきたすおそれのある枝を適宜剪定すること。

(3) 景観重要樹木の枯死等を防ぐため、病虫害の防除を行うこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要樹木の管理の方法の基準として規則で定めるもの

第5章 景観施策の推進

(町田市景観アドバイザー)

第31条 市長は、景観に関する専門的な知識及び経験

を有する者を、町田市景観アドバイザーとして委嘱するものとする。

2 前項に定めるもののほか、町田市景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

(景観協議会)

第32条 市長は、法第15条第1項の景観行政団体等(以下「景観行政団体等」という。)が景観協議会を組織しようとするとき、又は景観協議会の協議結果の実現のために必要な措置を講じようとするときは、審議会に意見を求めることができる。

2 市長は、景観行政団体等が景観協議会を組織したときは、その旨を公表するものとする。

(景観地区の設定の手続)

第33条 市長は、法第61条第1項の規定により、都市計画(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第1項の都市計画をいう。)に景観地区を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観協定の認可の手続)

第34条 市長は、法第81条第4項又は法第90条第2項の規定により、景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観整備機構の指定の手続)

第35条 市長は、法第92条第1項の規定により、景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

(地域景観資源の登録等)

第36条 市民は、地域景観資源の登録について、規則で定めるところにより、市長に提案することができる。

2 市長は、前項の規定による提案があったときは、当該提案に係る自然資源、施設、名勝地等の所有者の同意を得た上で地域景観資源として登録することができる。

3 市長は、第1項の規定による提案に係る地域景観資源の所有者及び当該提案をした者に対し、登録の可否及びその理由を通知するものとする。

4 市長は、地域景観資源を登録したときは、その旨を公表するものとする。

5 登録を受けた地域景観資源は、当該地域景観資源の所有者及び当該地域景観資源の登録の提案をした者が協議の上、管理するものとする。

6 地域景観資源の所有者が変更したときは、新たに当該地域景観資源の所有者となった者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

7 市長は、地域景観資源がその価値を失ったときその他特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該地域景観資源の登録を取り消すことができる。

8 市長は、地域景観資源の登録をしようとするとき、又は登録を取り消そうとするときは、審議会に意見を求めることができる。

(生活風景宣言)

第37条 一定のまとまりのある区域において、当該区域内の土地、建築物又は工作物の所有権その他の権利を有する者は、規則で定めるところにより、生活風景づくりの活動について、宣言することができる。

2 市長は、前項の規定による宣言の内容が、市の景観計画に適合し、良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該宣言を生活風景宣言として登録することができる。

3 生活風景宣言の登録の期間は、2年とする。ただし、更新する必要があると認められるときは、2年ごとにこれを更新することができる。

4 市長は、生活風景宣言の登録又は更新をしようとする

ときは、審議会に意見を求めることができる。

(景観賞)

第38条 市長は、良好な景観の形成に関して著しい功績のあった者に対し、規則で定めるところにより、景観賞を贈呈することができる。

(町田市景観づくり推進員)

第39条 市長は、市との連携及び協力により良好な景観の形成を推進する市民を、町田市景観づくり市民推進員(以下この条において「推進員」という。)として登録することができる。

2 市長は、前項の規定により登録された推進員が、心身の故障その他規則で定める事由により、良好な景観の形成の推進に資すると認められなくなったときは、その登録を解除することができる。

3 前2項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(技術的援助等)

第40条 市長は、景観重要建造物及び景観重要樹木の所有者並びに良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う者に対し、その保全又は活動のために必要な技術的援助その他の必要な支援を行うことができる。

第6章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第2章及び第5章並びに次項及び附則第3項の規定は、平成21年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年8月1日から平成21年12月31日までの間においては、法第7条第1項に規定する景観行政団体としての市の景観計画は、東京都景観条例(平成18年東京都条例第136号)に規定する景観計画のうち、市に係る部分とする。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和33年4月町田市条例第22号)の一部を次のように改正する。

(略)

附則(平成24年3月30日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附則(令和6年●月●日条例第●号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第12条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後に同項本文の協議の申出の期限が到来するものについて適用する。

(準備行為)

3 この条例による改正後の第31条第1項の規定による町田市景観アドバイザーの委嘱及び第39条第1項の規定による町田市景観づくり市民推進員の登録に関し必要な行為は、この条例の施行の前日においても、これらの規定の例によりすることができる。